主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人飯野豊一郎及び被告人Bの弁護人吉田吉四郎の各上告趣意 (後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一 条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官